平成２３年（フ）第１４９号
愛知県一宮市千秋町町屋字郷西10番地　アーバンライフＢ―101号
債務者　棚村　親吏
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１５０号
愛知県一宮市春明字西砂吹埋70番地　市営春明住宅555号
債務者　棚村　孝子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４６２号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前５番地１　101号
債務者　山本智津香
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４８６号
京都府宇治市小倉町久保28番地　コーポハートフル205号
債務者　岩上　郡康
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５０３号
京都市伏見区淀樋爪町446番地５　沖田ビル.センチュリー23―213号
債務者　水江　正勝
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６０１号
京都府城陽市市辺五島７番地の16
債務者　石橋　將美
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６２１号
京都市右京区西京極新田町17番地１　西京極市営住宅10棟301号
債務者　草間　　操
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
奈良県大和郡山市矢田山町77番地７
債務者　渡邊　祐一
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３５４号
広島市安佐北区真亀４丁目１番50―504号
債務者　藤野　善明
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３７号
広島市佐伯区八幡東３丁目10番10－９－102号
債務者　大石亜希子（旧姓川本）
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５８号
愛知県一宮市瀬部字西山４番地　デュープレックス国王23Ｂ―103号
債務者　佐々木仁美
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２９号
長崎県長崎市横尾３丁目１番16号　塚本アパート１Ｆ、旧住所長崎県長崎市城山台２丁目30番21号
債務者　山路由里子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
沖縄県那覇市壺屋２丁目６番５―401号ひめゆりマンション
債務者　向井　真美
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４７号
沖縄県糸満市字真栄里2010番地の１コーポラスＫ，Ａ―301
債務者　仲村渠トミ子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１６２号
岐阜県瑞穂市牛牧1438番地１　レオパレス21あるる202号
債務者　髙橋　宏暢
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１９９号
岐阜市萱場東町１丁目４番地１
債務者　永田　秀子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
岐阜地方裁判所